

## 平成23年度の主な措置事例

### ◆ 遭難・安全及び呼出し用の電波誤発射を停止

平成23年7月、海上保安庁から、船舶の遭難・安全及び呼出し用周波数である国際VHF 16chの無変調電波が連続発射され、正規の通信に支障があるとの申告があり、電波監視施設(DEURAS)で電波の発射位置を測定して移動監視車による探査を実施し、博多港に停泊中の外国船が原因であることを特定しました。その後、海上保安官の協力を得て、電波の発射を停止させました。無線機のマイクが故障して連続発射状態になっていたことによるものでした。

### ◆ 不法業務用無線局による混信障害

平成23年4月、熊本市の業務用無線局免許人から、混信があり業務に支障をきたしているとの申告を受け、電波監視施設(DEURAS)により妨害電波の発射源を測定した結果、不法電波を発射している車両を確認しました。その後、熊本県大津警察署の捜査協力を得て、8月11日に被疑者車両等を強制捜査し、関係無線機等を押収するとともに容疑者2名を検挙しました。



押収した無線機等

### ◆ 違法アマチュア無線局に対する行政指導

平成23年度には、九州管内においてアマチュア無線周波数帯で違法通信を行っていた無線局18局の電波発射源及び通信内容を確認しました。この18局に対しては文書による報告を求め、17局に対する文書指導及び1局に対する警告を実施しました。

◆ テレビ用ブースターによる携帯電話基地局への混信

平成23年9月、宮崎県内の携帯電話基地局の受信周波数に妨害波が混入し、携帯電話の通信に障害が発生していると電気通信事業者から申告があり、現地で調査を実施しました。調査の結果、申告者から情報提供を受けた住居が電波の発射源であることを確認。原因者宅を訪問し調査に関する協力依頼を行いました。障害の原因はテレビ受信用ブースターの接続ケーブルの施行不良によるものだったため、申告者側で改修工事を実施し、携帯電話基地局に対する混信は解消しました。

テレビの受信ブースタ、ケーブル等



拡大写真

◆ 消防無線に消防以外の音声混入の原因調査

平成23年7月、大分県内の消防無線に音楽が入感するとの申告があり、現地で調査を実施しました。調査の結果、有線テレビ放送の事業者が各家庭に設置している V-ONU(ケーブルテレビ用光ネットワークユニット)からの漏えい電波が混信の原因であると判明し、有線テレビ放送のチャンネル(周波数)を変更することにより、消防無線への混信は解消しました。

◆ 照明器具からの不要電波による鉄道無線への混信

平成24年2月、長崎県内の鉄道無線に混信があり、「このままでは列車の運行が停止する恐れがあるため至急対応願いたい」との申告を受け、現地で調査を実施しました。調査の結果、混信発生と同時期に照明器具を交換した建物があり、その照明器具が原因であることが判明。販売業者に対して本障害を排除するよう指導し、業者が対策工事を行った結果、鉄道無線に対する混信は解消しました。